

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008162	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和							
z1000010	契約成立時書面の記載内容の簡素化若しくは撤廃	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条 ・商品投資販売業者の業務に関する命令第4条	商品投資販売業者は、商品投資契約又は商品投資販売契約が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	b		商品ファンドの販売については、平成10年6月に最低販売単位が撤廃され、一般投資家の購入が容易になった。実際その後の商品ファンドはその大半が個人投資家向けに販売されており、リスク商品の情報開示について、その重要性・必要性は今後更に高まるものと考えられる。 そうした中、契約成立時交付書面は、契約書の性格を有していることを考えると、撤廃することは困難である。 しかしながら、当該書面の記載事項のうち契約成立前交付書面との重複等省略をしても差し支えないものがあるかどうかについて精査して、検討して参りたい。 (検討開始時期H15年度中、H16.3までに結論。)		5008	5008162	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	2.契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。		現行の販売業務命令が定める契約成立時交付書面の記載事項には契約前交付書面との内容重複が余りにも多く、二つの書面の読み合わせなど、投資家にとって時間的コスト増大の原因となっている。投資家のためにならない過剰規制と指摘されないためには、大幅な記載内容の簡略化が必要である。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省		
								5034	5034572	(社)リース事業協会	57.2	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。		現行の販売業務命令が定める契約成立時交付書面の記載事項には契約前交付書面との内容重複が余りにも多く、二つの書面の読み合わせなど、投資家にとって時間的コスト増大の原因となっている。投資家のためにならない過剰規制と指摘されないためには、大幅な記載内容の簡略化が必要である。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省		
								5063	5063050	(社)日本商品投資販売業者協会	5	17条書面(契約成立時交付書面)の記載内容の簡略化もしくは撤廃	現行制度では、商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならないところであるが、当該書面(契約成立時交付書面)の記載内容を簡略化もしくは撤廃していただきたい。		本件は規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日)において「15年度中に結論」の対応を踏まえ、措置に向けて、速やかな対応を要望する。投資家は16条書面(契約成立前交付書面)と記載内容が重複している17条書面を受領し、混乱を来しているのが現状である。	商品ファンド法第17条	金融庁 農林水産省 経済産業省		
z1000020	私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条 ・商品投資販売業者の業務に関する命令第6条	商品投資販売業者は、当該商品投資販売業者の業務及び財産の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。	c		現状における法第20条の規定は、特定少数の顧客に限られた範囲内で募集し、当該顧客との間でそのニーズに合わせて組成された、いわゆるプライベート商品ファンドについてもディスクロージャーの一環として商品投資販売業者に閲覧の対象とすることを義務付けており、本件は、当該私募ファンドについては顧客の閲覧対象から除外するという要望に対して、各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)において「措置するか否かを含めて平成15年度中に結論」としていたところである。 当該要望内容について、当該プライベート商品ファンドの顧客以外の顧客がその閲覧について要望すること自体希であると想定される中で、投資家保護上問題を生じることがなくプライベート商品ファンドを閲覧対象の除外とすることが可能か否かを検討したところ、投資家が投資判断を行う上で、プライベート商品ファンドを含めた既存の商品投資の内容(運用状況等)に関する情報を入手することは、投資の判断材料として有益であり、商品投資販売業者の経営状況を把握することを含めて、自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なため、要望については措置困難である。		5008	5008163	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくとも良いよう措置することを要望する。		私募ファンド投資家への秘密保持義務を果たすためには、決算内容等、重要事項の当事者以外への開示につき法的に規制する必要がある。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省		
								5034	5034573	(社)リース事業協会	57.3	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくとも良いよう措置することを要望する。		私募ファンド投資家への秘密保持義務を果たすためには、決算内容等、重要事項の当事者以外への開示につき法的に規制する必要がある。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008164	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和							
z1000030	商品ファンド法におけるクーリングオフ制度の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、商品投資契約等の成立時の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	C	商品投資契約においては、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者が本仕組みを十分に理解しないまま契約を締結してしまうことが容易に想定されること、業者は「必ず利益が取得できる」とする誘引の強い契約であり、かかる特性及び安全性、利殖性が強調されがちな業者の言辞により、冷静な判断をしないまま、契約締結に至るといった場合が容易に想定されるという特性がある。このような商品ファンドの特性に鑑み、一般の投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をし得る時間的余裕を与えることとしたものであり、投資家保護上クーリング・オフ制度の廃止は困難である。		5008	5008164	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		4. 投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットingの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。		クーリングオフ撤廃を措置困難とする理由として「商品投資の仕組みが複雑であるため」とあるが、多くの個人投資家に販売されているEB債や株式指数連動債、元本確保型の投資信託などには、先物・オプションなどの複雑なデリバティブの仕組みが背後で用いられたものが数多く存在する。よって「商品投資の仕組みが複雑である」ことは規制維持の理由とはならない。クーリングオフの存在は契約から運用開始までの期間の長期化に繋がりが、投資家からタイムリーな投資機会を奪う結果となっている。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省		
							5034	5034574	(社)リース事業協会	57.4	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットingの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。		クーリングオフ撤廃を措置困難とする理由として「商品投資の仕組みが複雑であるため」とあるが、多くの個人投資家に販売されているEB債や株式指数連動債、元本確保型の投資信託などには、先物・オプションなどの複雑なデリバティブの仕組みが背後で用いられたものが数多く存在する。よって「商品投資の仕組みが複雑である」ことは規制維持の理由とはならない。クーリングオフの存在は契約から運用開始までの期間の長期化に繋がりが、投資家からタイムリーな投資機会を奪う結果となっている。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省		
							5063	5063060	(社)日本商品投資販売業者協会	6	クーリング・オフ制度の撤廃		クーリング・オフ制度(商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条規定の契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる制度)を撤廃する。		本件は措置困難・その他の回答を載しているが、クーリングオフ撤廃を措置困難とする理由として「商品投資の仕組みが複雑であるため」とあるが、多くの個人投資家に販売されているEB債や株式指数連動債、元本確保型の投資信託などには、先物・オプションなどの複雑なデリバティブの仕組みが背後で用いられたものが数多く存在する。よって「商品投資の仕組みが複雑である」ことは規制維持の理由とはならない。又、クーリングオフの存在は契約から運用開始までの期間の長期化に繋がりが、投資家からタイムリーな投資機会を奪う結果となっている。	商品ファンド法第19条	金融庁 農林水産省 経済産業省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号										
z1000040	商品ファンドにおける投資対象の組入比率制限からの預金等の適用除外	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について（局長通知）	商品ファンドは、「主として商品投資により運用」するものとして、商品先物取引、商品オプション取引及び商品現物取引に限定しており、一方、従たる部分においては、信託受益権、担当証券、有価証券、証券先物取引、金融先物取引、国債、社債等の金融商品の資産運用を限定的に可能としている。	c		商品ファンドは、主として商品投資で運用する金融商品であり、商品投資以外の投資対象である金融商品から国債、預金等を除外して組入割合の規制対象外とすることは、その商品構成によっては「主として商品投資により運用」という商品投資に係る事業の規制に関する法律が規定する「商品ファンド」に該当しない可能性が生じることから、措置困難である。		5008	5008165	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		5. 商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品（預金、運用期間内に満期をむかえる国債等）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。		確定運用を目的とした資産配分を行う場合、コスト・流動性・透明性の点で、商品による運用（金現先取引等）よりも預金や国債等による運用の方が投資家にとって有利である場合がほとんどである。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5034	5034575	(社)リース事業協会	57.5	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品（預金、運用期間内に満期をむかえる国債等）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。		確定運用を目的とした資産配分を行う場合、コスト・流動性・透明性の点で、商品による運用（金現先取引等）よりも預金や国債等による運用の方が投資家にとって有利である場合がほとんどである。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z1000050	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現	植物防疫法 家畜伝染病予防法	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国から畜産物又は植物等が海空港に到着した場合には、家畜伝染病予防法又は植物防疫法の規定により輸入検査を受けるために動物検査所又は植物防疫所に関係書類を添付して申請しなければならない。	b	-	(1) 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、関係府省と連携、協力しつつ、平成15年7月23日にこれを実現した。 (2) シングルウィンドウ化に当たっては、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するよう取り組んできたところであり、対象手続の提出時期の統一や共通項目の標準化、統一を図るとともに、各行政機関がそれぞれ求めている手続の申請・届出時に、必要項目を入力する際、既に登録した情報を利用することで、重複入力を回避することを可能としている。さらに、港湾統計において、船社等から都道府県知事に提出が義務付けられている資料について、平成15年4月よりNACCSの積荷目録情報の活用が可能となった。 (3) また、これまでシングルウィンドウ化に関する説明会を全国6カ箇所で開催するなど、民間利用者の意見聴取にも努めてきた。 (4) 手続の徹底した見直しについては、今後とも、各種手続の必要性を逐次検討し、その見直しが必要なものについては、適宜、措置していくこととしている。		5036	5036030	(社)日本船主協会	3	港湾・輸出入手続等の一層の簡素化		全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		現在、港湾・輸出入手続に係る各官庁は、2003年度のできるだけ早い時期に港湾・輸出入手続のシングルウィンドウ化を実現すべく作業を進めているところであるが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、手てより当協会をはじめとする業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものはなっていない。 従って、シングルウィンドウ・システムの稼働後であっても、全ての申請手続きについて、ゼロベースで見直しを行うとともに、関係官公庁による情報の共有化を可能とするよう関連法制度の整備に努めるべきである。	関税法、電子情報処理組織による関税手続の特例に関する法律、コシナテラ特例法、出入国管理及び難民認定法等	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省	
								5102	5102560	(社)日本経済団体連合会	56	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現		2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されることは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革（BPR）については甚だ不十分である。 シングルウィンドウ化に当たっては、まず、(1) 民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2) 申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3) 省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続きを統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係官庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。 (以下「その他」欄に続く)		例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通りの紙ベースでの手続きが数多く残されているのが現状である。このままでは、シングルウィンドウシステムの運用が開始されても、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力の強化につながらないことが懸念される。	関税法 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省	(「具体的規制改革要望内容」欄より続く) さらに、信頼性が高い荷主の包括事前審査適用貨物については、包括事前審査制度の有するコンプライアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度の可能な限りの運用弾力化を図るなど、物流効率化の促進を図りたい。

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号										
z1000060	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する届出の撤廃	農地法第5条第1項第3号、農地法施行令第1条の17、農地法施行規則第6条の3	市街化区域内の農地についてあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合は、農地転用許可を要しない。	C		農地法では、農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等に制限を設け耕作者の地位の安定を図っているところである。市街化区域内の農地転用のための権利移動については、計画的に市街化を図るとい同区域の性格等から容易に転用が行われるよう届出の手続きとして行われるもの、農業委員会が届出書を受領するに当たっては、当該農地が小作地であるかどうかを確認して小作地である場合は農地法第20条の許可や当事者間の合意の存在を確認する必要がある。このため、市街化区域内の農地の転用であっても、耕作者の地位の安定を図る観点から、届出を撤廃することは困難である。		5008	5008310	オリックス株	31.1	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する届出の撤廃		市街化区域内の農地転用に関する農業委員会への届出書の提出義務は撤廃すべきである。		優先的かつ計画的に市街化を図る区域である市街化区域においては、農地を宅地等に転用することについて規制を設ける必要性はない。農地法第5条第1項第3号において、農地転用のための権利移動に関する農林水産省大臣の許可の例外になっているのはそのような主旨と考える。現行の届出制度は農地を購入し、宅地開発を行う事業者にリスクと一定の事務負担を課している。届出を撤廃することによる弊害は考えられないし、むしろ届出制度は「規制の現状」に記したような弊害をもたらしており、こうした弊害の除去、市街化の促進を図るために撤廃すべきである。	農地法第5条第1項第3号、農地法施行令第1条の17、農地法施行規則第6条の3	農林水産省	
								5008	5008310	オリックス株	31.2			平成15年3月に閣議決定された規制改革推進3か年計画において、農地利用規制の適正化による優良農地の保全について、「農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセスのなご一層の透明性を確保する観点から、情報公開の徹底を図るとともに、農地利用規制の適正化に向けた農業委員会の手続等の在り方について検討を行い所要の措置を講ずる。【平成15年度措置】」とされた。しかしながら、農地を宅地等に転用することについては、そもそも規制を設ける必要性はない。手続等の在り方についての検討とは別に、当該規制の撤廃について検討すべきである。		農林水産省			
								5034	5034540	(社)リース事業協会	54	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する届出の撤廃		・市街化区域内の農地転用に関する農業委員会への届出書の提出義務は撤廃すべきである。	・土地取引、都市開発の円滑化	・優先的かつ計画的に市街化を図る区域である市街化区域においては、農地を宅地等に転用することについて規制を設ける必要性はない。農地法第5条第1項第3号において、農地転用のための権利移動に関する農林水産省大臣の許可の例外になっているのはそのような主旨と考える。現行の届出制度は農地を購入し、宅地開発を行う事業者にリスクと一定の事務負担を課している。届出を撤廃することによる弊害は考えられないし、むしろ届出制度は「規制の現状」に記したような弊害をもたらしており、こうした弊害の除去、市街化の促進を図るために撤廃すべきである。 (以下「その他」欄に続く)	農地法第5条第1項第3号、農地法施行令第1条の17、農地法施行規則第6条の3	農林水産省	(「要望理由」欄より続く) ・規制改革推進3か年計画（再改定）において、農地利用規制の適正化による優良農地の保全について、「農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセスのなご一層の透明性を確保する観点から、（中略）、農地利用規制の適正化に向けた農業委員会の手続等の在り方について検討を行い所要の措置を講ずる。【平成15年度措置】」とされた。しかしながら、農地を宅地等に転用することについては、そもそも規制を設ける必要性はない。手続等の在り方についての検討とは別に、当該規制の撤廃について検討すべきである。
z1000070	市町村農業公社が実施できる事業の規制緩和（農業経営基盤強化促進法第4条の緩和）	農業経営基盤強化促進法第4条第2項	農地保有合理化事業は、農業経営基盤強化促進法第4条第2項において、農地売買等事業、農地信託等事業、農業生産法人出資育成事業、研修等事業の4種類となっている。	C		農業経営基盤強化促進法第4条第2項は、農業経営の規模の拡大等を図るため、農地保有合理化法人が規模縮小農家から農地を買い入れるなどして、一定の要件を満たす規模拡大農家に売り渡すこと等を内容とする農地保有合理化事業を規定しているものであり、市町村農業公社が自ら農業経営を行うことを農地保有合理化事業として位置付けることは困難である。		5020	5020010	(社)鹿児島農業・農村振興協会	1	市町村農業公社が実施できる事業の規制緩和（農業経営基盤強化促進法第4条の緩和）	・施設園芸等、全般にわたる農業経営の実施	・高齢化や担い手不足、遊休農地の増大等で農業公社の役割は農業の持続的発展、農地保全など、益々、重きを成している。 ・「食料・農業・農村基本法」では農業公社は多様な担い手として位置づけられた、中山間地域等直接支払制度の対象にもなっていない。 ・農業の維持を株式会社やNPO等、農業外部に求めることながら農業・農村を守るために設立される農業公社への施策創設と実施事業の規制を緩和する必要がある。	農業経営基盤強化促進法	農林水産省			

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
z1000080	治山事業補助、保安施設事業の水源地域整備等に関する補助対象の拡大	森林法第41条第3項、第46条第1項、2項	治山事業は、森林法第25条第1項に掲げる水源のかん養等1～7号の目的を達成するため指定された保安林又は保安施設地区において、その目的を達成するため国及び都道府県の負担により森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を実施。	d		治山事業については、保安林以外であっても森林法第25条第1項1号～7号に掲げる目標を達成するために必要がある場合には、保安施設地区を指定して事業を実施。また、事業費については国及び都道府県の負担で実施しており、個人の負担を要しないところ。なお、事業費については、実勢を踏まえて設定された単価に基づき積算しているところ。		5037	5037010	個人	1	治山事業補助、保安施設事業の水源地域整備等に関する補助対象の拡大		森林法第41条により、補助対象が保安林と定められている事項について、地目を限らずに、森林の形態を為している地域を補助対象とするとともに、個人の負担は、ゼロとすること。及び実勢作業価格に沿った補助基準とすること。		森林法第41条	農林水産省	・添付資料 1、「治山事業の体系、表抜粋 2、宮脇昭著 NHK出版「緑環境と植生学」よりの抜粋 3、雑誌「幸福の科学出版「ザ・リパティ」より抜粋」補助対象事業として、河川法、砂防法、農地法など関連する法制度へも拡充する。その結果、花粉症対策、河川環境の改善向上、沿岸漁業資源の確保向上、憩いの場として里山環境の改善向上、動植物の生育環境の改善向上などに大きく資するものと確信する。	
z1000090	農地法第5条等に関する事項の緩和	農地法第5条	農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合には、農地法第5条第1項の規定に基づく許可が必要である。	d		農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合には、農地法第5条第1項の規定に基づく許可が必要であるが、農業公共投資の対象となった農地など優良農地以外の農地については、周辺農地の富農条件に支障が生じないよう適切な被害防止措置がとられている等所要の要件を満たす場合は許可が可能である。許可を受ければ農業者以外の人が農地を購入して宅地にすることは可能である。		5037	5037030	個人	3	農地法第5条等に関する事項の緩和		農地法第5条等により、農地の農業者以外の売買や宅地化にすることが非常に困難であり、農業者以外の人が農地を購入して自宅の宅地に出来ないのが現状である。この規制を緩和し、農地の荒廃防止と流動化を図る。		農地法第4条他	農林水産省	我が国は、少子高齢化社会を迎えつつある。過疎地域や山村では、この現象のため、農地の荒廃が進み、農地を手放したくても簡単に出来ない状況である。この荒廃農地を簡単に活用できる方策を取らなくては、そこに残るものは荒廃した農地の森林化と廃置となり、活性化しようとする過疎地域、山村とは大きくかけ離れた姿が創造される。このため、各地域、市町村のやる気を生み出す必要があり、その為には市町村の自主性に任せ農地管理とすること。	
z1000100	風力発電所の建設に伴う開発面積の取り扱いの合理化	森林法第10条の2	森林法第5条の規定により都道府県知事が樹てた地域森林計画の対象森林となっている民有林において開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けて開発しなければならぬ。	d		「開発行為の許可基準の運用細則について」第5の1(1)及び表4(平成14年5月8日付け林整法第25号林野庁長官通知)により工場、事業場の設置における森林率を25%以上とすることをガイドラインとして示しているところであり、風力発電所の建設にはこれにそって地方公共団体が定める基準が適用されている。		5040	5040050	㈱シーテック	5	風力発電所の建設に伴う開発面積の取り扱いの合理化		RPS法の施行に伴う風力発電事業の積極的展開を図る。		森林法第10条(民有林内開発行為許可申請)	農林水産省	風力発電は、発電効率面の制約から点(面ではない)の開発であり、また周囲が全面的に林地である。これより、一般的な開発に適用される森林率(緑地率)の規制は実情にそぐわない。	
z1000110	漁港用地の弾力的な利用が可能となる規制の緩和	・漁港漁場整備法第3条(平成13年法律92号) ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け水産庁漁港漁場整備部長通知) ・「国庫補助事業により取得した公共施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け漁港漁場整備部長通知(13水港第2558号))	・漁港漁場整備法第3条においては「漁港施設」を規定しているが、現行法上、直販・直食施設及び都市漁村交流施設については「漁港施設」として位置付けられていない。 ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け水産庁漁港漁場整備部長通知)は、未利用・低利用となっている公共施設用地の有効利用を図るため、供用開始後一定の期間(原則10年以上)を経過した用地について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分承認を前提に、従来の利用計画上の施設と異なる水産業及び漁業地域の振興を図る公共施設用地に供すること等を行い、用地の有効利用に資することとしている。	c		・御要望の施設については、その具体的内容や範囲が必ずしも明かではないが、漁港機能に直接関連するものではないと思われるため、漁港漁場整備法第3条で定める基本施設、機能施設のいずれにも該当せず、同法第3条の「漁港施設」に加えようとは困難であると考え。 ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け水産庁漁港漁場整備部長通知)は、一定の計画制度に基づいて実施されている漁港施設の整備が、社会・経済的な環境の変化により困難になった場合に、漁業地域の振興・活性化のために既存計画と異なる施設の整備を可能とすることを目的としている。同通知中の「公共施設用地の整備が完了し、その用地について供用開始後原則10年以上経過して、利用計画に基づく漁港施設の整備が見込まれず、又は利用計画の縮小により未利用・低利用となっている公共施設用地」との条件を付していることについては、達成途中の安易な計画変更を防止し、所定の計画に基づく漁港整備が少しでも可能となるよう計画外の措置をとる時期的基準として設けられているものであり、 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) これを変更することは困難である。 ・なお、国庫補助事業により整備した用地の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく大臣処分の承認については、通知によって一定のガイドラインは示されているものの、あくまでも個別に判断、対応されている。実際、共用開始後10年経過していない漁港内の用地に、漁港地域の振興を目的として、既存計画と異なる標準、仮設道等の目的外使用を認めたと例がある。また、地方単独事業により整備した用地に御要望の施設を整備することは可能であると考えられるので、今後も個々の要望を受けて、具体的に対応してまいりたい。	5044	5044010	新潟県	1	漁港用地の弾力的な利用が可能となる規制の緩和		漁港漁場整備法第3条で定める「漁港施設」に直販・直食施設と都市漁村交流施設を加え、漁港用地内に当該施設の整備を可能とする。 あるいは、「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」平成13年10月1日付け漁港漁場整備部長通知(13水港第2558号)の「公共施設用地の整備が完了し、その用地について供用開始後原則10年以上経過して」を削除し、水産物の直販・直食施設と都市漁村交流施設整備の承認要件を緩和する。		漁港漁場整備法第3条	農林水産省	・漁村の多くは狭間で利用可能用地が少ないため、漁港内の未利用の用地に直販・直食施設、都市漁村交流施設の整備を行い、 ・漁港漁場整備法では当該施設は漁港用地に整備できない。 ・なお、代替地との交換や補助金返還で対応することは可能であるが、この場合、代替地の取得や補助金返還という財政的な負担により施設整備を断念しているのが実情である。 ・また、漁港漁場整備部長通知(13水港第2558号)で一定の要件を満たす用地については財産処分承認を受ければ可能となっているが、用地整備が完了し、供用開始後原則10年以上経過していることの制約があるため、要望に対応できない状況である。	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
z1000120	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第1項、第8条第1項、第9条、第10条及び第11条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条第1項、第8条及び第9条	商品投資販売業者の許可を受けようとする者等は、許可等の申請書又は申請事項に関する変更届を主務大臣 (本法は共済法であり、3省庁大臣あて) に提出しなければならない。	C		本事業は、事業内容に即して主務庁である3省庁各々の審査、協議等を経て、許可、監督等を実施しており、申請及び届出等に係る提出書類については、各省庁の監督上必要なものであり、今後とも各々3省庁への提出が必要であるため、要望内容については措置困難である。 しかしながら、現在、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関して、電子申請における共通手続 (ワンストップサービス) の窓口一元化をすることにより申請者等の利便性の向上を図ること等を目的として、電子申請システムの構築中であり、この実施に伴い、申請者の行政手続等の事務負担は軽減されるものと考えられていることから、当該システムの利用促進を検討して頂きたい。		5063	5063020	(社)日本商品投資販売業協会	2	3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化		主務官庁の窓口一元化		現行制度では、許可の申請および変更等の届出に係る提出すべき書類が主務官庁ごとになっているため、全く同一の書類を整え、かつそれぞれの窓口へ提出しているところであるが、内閣府総合規制改革会議公表資料「意見・要望」等に係る対応状況において「措置するか否かを含めて検討中」のご対応を踏まえ、措置へ向けて、速やかな対応を要望する。	商品投資に係る事業の規制に関する法律 (商品ファンド法) 第5条、第8条、第9条、第10条、及び第11条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条、第8条及び第9条	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z1000130	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に関する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第2項 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第4号	商品投資販売業者の許可を申請する際には、許可申請書に役員および重要な使用人が、成年被後見人とみなされる者並びに準禁治産者に該当しない旨の官公署の証明書 (外国人である場合には、これらに該当しないことを証する書面) を添付して提出しなければならない。	C		誓約書および官公署の証明書を同時に求めるのは過重との指摘であるが、役員及び重要な使用人が成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の提出を求める目的は、業務の参入規制の基準として法第6条第1項第4号の不許可条件に該当するに行政当局が確認するために必要であるからであり、また、商品投資販売業者の代表者に誓約書の提出を求めているのは、法律第6条第1項各号に規定するすべての資格事項に該当しない旨について、申請者自らが何らかの公的な書面により証明する方法がないため、やむを得ず「誓約書」の提出を求めているところであり、本書類の提出を撤廃することは困難である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) なお、外国人の場合は、官公署が証明書を発行することが不可能なため、やむを得ず誓約書のみの添付ですましているものである。他方、本邦に居住している外国人の場合にあっては、登記されている官公署が発行することは可能のため、申請者は当該証明書の添付を求めているところである。 (以下「その他」欄に続く)	5063	5063030	(社)日本商品投資販売業協会	3	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に関する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃		現行制度では、商品投資販売業者の許可申請を行う際に、許可申請書に役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書を添付しなければならないところであるが、役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書並びに成年被後見人等でないことを証する証明書の添付を廃止することを要望する。		本件は「措置困難」とご回答載っているが、身分証明書及び成年被後見人等でないことを証する証明書に役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書を添付し、かつ誓約書も提出することになっている。許可基準の一つである役員または重要な使用人の適格性については申請会社の代表者が自分の証明書を書面に誓約している上に、更に官公署の証明書を求めるのは過重と見做す。成年被後見人等の該当の有無について、官公署の証明書を重きをおくなら、誓約書は形骸化し意味をなさない。	商品ファンド法第5条、第8条、及び第10条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z1000140	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条及び第17条 商品投資販売業者の業務に関する命令第3条及び第4条	商品投資販売業者は、追加型商品の購入であるかないかの別なく全て商品投資契約の締結等をしよとすとき、又は商品投資受益権の販売を内容とする契約の締結等をしよとすときは、顧客に対し、当該商品投資契約等が成立するまでの間に、商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項であって当該商品投資契約等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。 商品投資契約又は商品投資販売契約が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	b		商品投資契約等に係る成立前の書面の交付について、商品ファンドはその仕組みが複雑なものであることから、投資家は契約締結前にその内容について十分な知識を得ることが必要である。このため、業者に当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべきものを投資家に提供させ、業者の業務内容、商品ファンドの内容等につき説明させることとしたものである。 また、商品投資契約等に係る成立時の書面の交付は、商品投資販売契約が成立した場合に、その契約内容が不明確であると、後日になって当事者間に契約内容を巡って紛争が生じる恐れが大きいため、成立した契約の内容を書面に記載させることにより、その明確化を図るとともに、買主等に注意を喚起させることとして、後になって紛争が生じる余地のないようにする必要があることから設けられた規定である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) 契約前と契約時の2回に分けて書面を交付させることで、投資家保護の徹底を図ったものであるが、追加型商品ファンドにおける再購入である場合に限り、直前に購入した追加型の商品ファンドからの変更事項のみを交付すること、若しくは、顧客から再度の契約前の交付書面の要・不要の確認による方法をとることが投資家保護の観点から問題が生じないかどうかについて精査し、検討して参りたい。 (検討開始時期H15年度中、H16.3までに結論。)	5063	5063040	(社)日本商品投資販売業協会	4	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化		現行制度では、追加型商品ファンドにおいて、同一ファンドを追加購入する場合は、その都度、法定書面を交付し、投資家も受領しなければならないところであるが、一度購入して法定書面を受領している商品ファンドを再度購入する際には、投資家の承諾が得られた場合は法定書面の交付を簡素化 (変更点等のみ交付) してもよいこととして戴き度。		本件は規制改革推進3か年計画 (平成15年3月28日) において「15年度中に結論」のご対応を踏まえ、措置に向けて、速やかな対応を要望する。追加型商品ファンドを追加購入する投資家の場合、現状では購入の度に法定書面を交付され、受領している。そのため、同様書面が投資家の手元にいくつも増えいくことになり、保管等も混乱してきて、過重告知を避ける為、一定の規則を設け、法定書面の交付を軽減できる措置を要望する。	商品ファンド法第16条、第17条、及び第18条の2	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z1000150	森林組合における組合員資格の緩和について	森林組合法第27条	森林組合の組合員資格については森林組合法第27条の規定に基づき、正組合員資格として、森林所有者たる個人、生産森林組合その他の森林所有者たる法人。議決権を持たない准組合員資格として、又は組合が主たる構成員又は出資者となっている団体(に掲げる法人を除く)、組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者でその組合の施設を利用することを相当とするもの、であって定款で定めた者とされている	b	-	准組合員制度は、安定した事業量の確保により組合の経営の安定を図ることを目的に、一定の要件をみたす者に特例的に組合員資格を認めることとしたものであり、森林組合がサービスを提供する関係であることから、要件を「組合の施設を利用することを相当とするもの」としている。森林組合の職員は一般的には、組合員のために組合のスタッフとして事業・サービスを実施すべき立場にある(すなわち「サービス利用者」ではなく「サービス提供者」)が、作業班員については、林業従事者であることに異論はなく、「組合員の施設を利用することを相当とする」事情があると認められる場合、法第27条第1項第4号の要件を満たしうると考えられるため、解釈上、准組合員資格の付与を認めることが適当であるか、具体的なニーズを検証の上、検討することとした。		5088	5088010	静岡県掛川市	1	森林組合における組合員資格の緩和について		森林組合の組合員たる資格については、森林組合法第27条第1項に定められている。これによると森林組合の職員及びその作業員は、地区内に森林を所有しないと、第27条第1項第3号の「...組合の地区内において林業を行うもの又はこれに従事するもの...」には該当せず、組合員たる資格を有さないこととされている。要望はこの点において規制を緩和し、森林組合の職員とその作業員が組合に対して出資し、組合員たる資格を得ることである。	掛川市森林組合において、地区内にも組合員になることを認め、組合や地域との結びつきを深め、地域の林業後継者としての自覚を高めてもらう。	現在、組合員である山林所有者の林業所得はほとんどゼロで、所有山林に対する意識は低下し、その管理すらままならない状態である。一方、森林はその機能において公共的な面も大きく、常に育成・管理を必要としている。このような状況下で森林組合の職員及び作業員はその職務において組合運営に深く関わり、地域の森林の管理及び、林業の荒廃防止に大きな役割を果たしている。そのような組合の職員及び作業員を「...組合の地区内において林業を行うもの又はこれに従事するもの...」として認め、組合に対し出資し、組合員となることができるようにすることは、彼らの林業後継者としての意識を高めることができることにも、地域への定着を促進することができる。よってこの規制緩和を要望する。	森林組合法第27条	農林水産省	特になし。
z1000170	現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用の規制緩和	農地法第5条	農地を一時的に農地以外の利用に供する場合に当たっては、農地以外の利用に供した後農地への復元が確実に行われること、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な措置がとられていること等を確認して許可することとしている。	c		農地を一時的に農地以外の利用に供する場合であっても、食料の生産基盤である農地の農業上の利用を確保する観点から、農地以外の利用に供した後は再び農地としての利用が可能となること、また、恒久的な農地転用と同様に周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられていること等を確認する必要があるため、許可を不要とすることはできない。		5102	5102650	(社)日本経済団体連合会	65	現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用の規制緩和		現に耕作の目的に供していない農地を工事のために一時的に使用する場合は、県知事による農地転用許可を不要とすべきである。		現在、申請から許可まで2ヶ月が必要となっている。申請には、現に耕作の目的に供していないにもかかわらず、作付確約書を添付しなくてはならず、また、工事終了後には、現実に農地として何らかの作物の作付けを行うように指導される。こうした許可を撤廃することにより、工事コストの削減、工事期間の短縮を図ることができる。	農地法第5条	農林水産省	
z1000180	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化	なし	農林水産省の競争的資金制度の「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」及び「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」について概算払いを既に導入している。また、経費については、30%を超えない範囲での費目間流用を認める等、弾力的運用を確保しているところである。	d		総合科学技術会議の「競争的資金制度改革について」(意見)に沿い、年度当初からの研究の開始を可能とするため、予算概算決定後速やかな公募の実施、委託契約に係る誘引の省略等、迅速化と簡素化を図り、平成15年度は前年度より、課題公募、採択課題決定及び概算払いの時期を1ヶ月程度早めたところである。		5014	5014100	(社)関西経済連合会	10	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化		国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、使途に関する規制を緩和する。		大学発ベンチャーや産学連携が促進される。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	当連合会「産学官連携に関する提言」(2003年5月)参照	
z1000190	官公庁の入札制度、契約制度の改善		(農林水産省)電子入札 概札は、平成15年度から逐次実施し、電子入札と紙媒体による入札とは選択制となる。			(農林水産省)統一基本様式については、国、法人、地方公共団体全体に関わる要望であり、当該手続きの取りまとめ省庁の指示に沿って検討。		5008	5008400	オリックス株	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。		公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。		全庁庁	
z1000190	官公庁の入札制度、契約制度の改善		(農林水産省)電子入札 概札は、平成15年度から逐次実施し、電子入札と紙媒体による入札とは選択制となる。			(農林水産省)統一基本様式については、国、法人、地方公共団体全体に関わる要望であり、当該手続きの取りまとめ省庁の指示に沿って検討。		5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているもの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行なわれている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	・入札制度の諸手続きの統一化に伴い、官民両方の過重な事務負担が軽減できる。	・例えば、公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。	地方自治法等	全庁庁	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式 1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号										
z1010010	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業の実施	構造改革特別区域法第23条、農地法第3条第1項及び第2項、第6条第1項、第20条第1項及び第8項	農地の権利を取得できる法人は、原則として、法人形態要件、事業要件、構成員要件及び業執行役員要件の4つの要件を満たす農業生産法人に限定されているが、構造改革特区にあつては、農業生産法人以外の法人であっても、農地法の特例により地方公共団体等から農地を借り受けることが可能となっている。	b		構造改革特別区域法による農地法の特例措置については、特区制度の実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。		6010	6010010	長野県	1	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業	1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業の全国的な規制改革を希望	農地法の改正により、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業を実施可能とする。	・当特例を活用した特区について、第1次申請時に3町村との共同申請を実施した。 ・熟度は差があるが、4月の特区申請に向けた会議を3月に持ったところ、その時点で、同様な希望を持った市町村・団体が多くあることが確認された。 ・更に、今後、公共事業等減少の中で、建設業等の農業参入の増加が予想される。 ・この特例を活用した特区は、第1次の認定117件の内16件認定されており、全国的な要望も高いと考えられる。 ・以上のことから、今回の特例については、全国的な規制改革としても良いと考える。	・農地法第3条第1項及び第2項、第6条第1項、第20条第1項及び第8項の全国的な規制改革を要望	農林水産省	・県が4月に実施した、建設業関係者を対象とした農業参入希望アンケートによると、他分野への進出を希望している者の45%が農業への参入も考えているという結果が得られている。
z1010020	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業	構造改革特別区域法第23条、特定農地貸付等に関する農地法の特例に関する法律第2条第2項、市民農園整備促進法2条2項	構造改革特別区域内において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設が可能。	b		構造改革特別区域法による特定農地貸付法等の特例措置については、特区制度の実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。		6010	6010020	長野県	2	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業	1002	・当特例については、特定農地貸付等に関する農地法の特例に関する法律第2条第2項、市民農園整備促進法2条2項の特例措置の全国的な規制改革を希望	特定農地貸付等に関する農地法の特例及び市民農園整備促進法の特例により、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付を可能とする。	・当県では、当特例を活用した特区について、第1次申請時に3町村との共同申請を実施した。 ・熟度は差があるが、4月の特区申請に向けた会議を3月に持ったところ、その時点で、同様な希望を持った市町村・団体が多くあることが確認された。 ・更に、今後、公共事業等減少の中で、建設業等の農業参入の増加が予想される。 ・この特例を活用した特区は、第1次の認定117件の内15件認定されており、全国的な要望も高いと考えられる。 ・以上のことから、今回の特例については、全国的な規制改革としても良いと考える。	特定農地貸付等に関する農地法の特例に関する法律第2条第2項、市民農園整備促進法2条2項	農林水産省	・県が4月に実施した、建設業関係者を対象とした農業参入希望アンケートによると、他分野への進出を希望している者の45%が農業への参入も考えているという結果が得られている。
z1010030	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付	構造改革特別区域法第23条、特定農地貸付等に関する農地法の特例に関する法律第2条第2項、市民農園整備促進法2条2項	構造改革特別区域内において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設が可能。	b		構造改革特別区域法による特定農地貸付法等の特例措置については、特区制度の実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。		6011	6011020	鳥取県	2	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付	1002	市民農園等の開設にかかる規制緩和に当たっては、構造改革特別区域法で特例を設けるのではなく、全国一律に地方公共団体又は農業協同組合以外の農業者、NPO法人、団体、一般の民間会社などが農園の開設をできるよう要件を緩和すること。 ・河原町神馬地区や岩美町などで地域住民による市民農園開設への希望がでている。	耕作放棄地を解消するためには、地域の農業者で耕作放棄地を引き受ける人がいない状況において、農園利用方式（農地を所有する個人が自ら農園を設置・管理する）ではなく、「特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律」に基づく利用者への貸し付けによる耕作放棄地の農地化が必要と考えられる。 耕作放棄率は、本県のみならず全国的にも高くなってきており、構造改革特別区域法による地区限定で行うのではなく、全国一律に要件緩和を行うことが必要となってきている。 <耕作放棄率（%）> H7 H12 全 国 3.8 5.1 中 国 6.1 8.5 鳥取県 3.6 5.7 （H12農業センサスによる）	・特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律第2条第2項、市民農園整備促進法2条第2項	農林水産省		